

住宅の増改築等にご活用ください

熱損失防止改修工事で 固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上であること。

▽平成30年3月31日までに、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金を除く)の合計が50万円を超えるもの。

- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

【減額の期間と額】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額

(120㎡相当分まで)の3分の1を減額(認定長期優良住宅は3分の2)。

【手続き】

改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写し、長期優良住宅であることを証明する「認定通知書」の写し(長期優良住宅の場合のみ)を添付し申請してください。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。番号確認書類(マイナンバー通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

その他の減額制度など、詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。

木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい素材であり、再使用・再利用・再生可能な資源でCO₂を貯蔵し、地球温暖化防止に貢献する環境にやさしい素材です。

住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。※木造住宅耐震改修費事業に活用できる場合があります。都市整備課にお問い合わせください。

▼対象 市内で住宅・店舗・事務所を増改築(木造住宅耐震改修を含む)する市民および助成対象建築物を施工した請負業者

▼要件 増築・改築・改造に京都府産木材を0.3㎡以上使用した場合

▼助成額

☆施主 京都府産木材購入費の2分の1以内で、住宅の場合は20万円、店舗・事務所は30万円を限度(1住宅等あたり)。

☆請負業者 京都府産木材購入費の10分の1以内で、住宅の場合は2万円、店舗・事務所は3万円を限度(1住宅等あたり)。※詳細については、市のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 農業振興課

太陽光発電の導入を

地球温暖化が懸念される昨今、温室効果ガスの排出を抑えるため、再生可能エネルギーを利用することが重要です。

市では、太陽光発電を新規に導入される個人に対し、補助を行っています。ご自宅の新築・改築をお考えのご家庭はぜひ太陽光発電パネルの設置をご検討ください。

補助金額 太陽光発電出力1kWあたり3万円(上限10万円)
※太陽光発電と蓄電池を同時設

置される場合、さらに補助金額を上乗せする制度もあります。詳細は、お問い合わせください。

●太陽光発電設置済みの皆さんへ

改正FIT法(固定価格買取制度)の施行により、これまで国に認定を受けていた人もみなし認定とされ、新たに国への事業計画書の提出が必要になっています。提出されていない人は、再度ご確認ください。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページで確認ください。

◆問い合わせ 環境保全課

競争入札等参加資格審査 申請の受け付け

平成30年度に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます。(物品等の供給については、平成30・31年度分)

申請していないと、競争入札等に参加することができません。

※申請用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。契約検査課窓口でも配布します。

◆問い合わせ 契約検査課

	建設工事・測量等 コンサルタント業務	物品等の供給
対象	市内業者	市内・市外問わず全業者
業務	建設工事または測量等コンサルタント業務	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供等
登録 申請資格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設工事)	平成30年3月31日現在で、当該営業開始後2年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後2年以上の者)
	審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高のある者	直前2年の営業年度に営業実績高のある者
	成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者で復権を得ていないものでないこと	
	市税その他納付金等の未納がない者 その他申請要領による	
受付期間	11月1日(水)~12月20日(水)必着	
受付方法	郵送(宅配便可)または持参	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等	
登録 有効期間	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで(1年間)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで(2年間)

市税は納期内に納付を

固定資産税(第4期分)の 納期限は 11月30日(木)

◆問い合わせ 納税課

市税は、市民の暮らしやまわりの生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都地方税機構」に移ります。

■口座振替の申し込み
申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがなない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。11月15日(水)までに手続きをされること、市・府民税(第4期分)から振替をします。11月16日(木)以降に手続きされた場合は、全税目とも来年度からの振替となります。なお、振替は各納税義務者の税目単位で行いますが、軽自動車税は複数所有されている場合には全てを振替します。

口座振替の申し込み

宇治税務署からのお知らせ ☎0774-44-4141

「年末調整説明会」および「消費税軽減税率制度説明会」の開催日程等

開催日	開催時間	開催場所
11月20日(月)	午後1時30分~4時30分 【午後3時25分~】	京田辺市コミュニティホール(市役所前)(京田辺市田辺80)
11月21日(火)	午前9時30分~午後0時30分 【午前11時25分~】	宇治市文化センター 小ホール (宇治市折居台1-1)
	午後1時30分~4時30分 【午後3時25分~】	
11月22日(水)	午後1時30分~4時30分 【午後3時25分~】	木津川市中央交流館 いずみホール (木津川市木津宮ノ内92)

※【】欄は、「消費税軽減税率制度説明会」の開始時間を示しています。

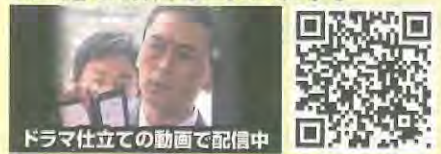
※各会場とも駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用のうえお越しください。

税について「ちよつと」考えてみよう!

税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。



税を考える週間 検索

マイナンバー制度も紹介 国税庁
※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

税を考える週間の主な活動

- 『税に関する小学生の絵画展』
市役所1階エバ-ター前ホールにて展示。
- 街頭広報・後援会・研修会・セミナー等開催
- 『税を考える週間』特集ページ開設
国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ。

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は、国税庁ホームページで
(www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)



宇治税務署

消費税の軽減税率制度

平成31年10月1日から、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

標準税率:10%
軽減税率:8%

軽減税率の対象品目は?

- 食料品
(酒類及び外食等を除く)
- 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度に関する情報は

国税庁ホームページ 消費税軽減税率制度 をクリック

軽減税率制度実施に伴うレジの導入や、電子的受発注システム改修には支援制度があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局 http://kzt-hojo.jp/